

企画競争実施の公示

令和6年1月29日

分任支出負担行為担当官
福岡空港事務所長 野村 伸一

次のとおり、企画提案書（以下「提案書」という。）の提出を招請します。

なお、本契約の締結は、当該契約に係る令和6年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とします。

1. 業務概要

- （1）業務名 令和6年度車両借上契約（対馬空港）
- （2）業務内容 当所職員の対馬無線施設等への巡回出張時において、電話による配車等にて当該業務遂行のため職員を指示する目的地まで安全に運送する。
- （3）履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日

2. 企画競争参加資格要件

- （1）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- （2）予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- （3）令和04・05・06年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）のうち、「役務の提供等（運送）」において競争参加資格を有するものであること。なお、当該資格を有していない者については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和5年3月31日付け官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付けるが、提案書提出時までに競争参加資格を有していること。
- （4）提案書の提出期限の日から提案書特定の日までの期間に、国土交通省大阪航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年6月28日付空経第386号以下「指名停止措置要領」という）に基づく指名停止を受けていないこと。（但し、中小企業等協同組合法又は特別の法律によって設立された組合又は連合会にあっては、当該組合又は連合会の構成員のうち、指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている構成員がいる場合、当該構成員を、本契約の履行期間中、本業務に従事させないこと。）
- （5）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (6) 労働者派遣法（第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から5年を経過しない者でないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までには是正を完了している者を除く。）
- (7) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。（入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）
- (8) 企画提案説明書の交付を受けた者であること。
- (9) 事業の種別として「一般乗用旅客自動車運送事業」の許可を受けており、営業区域として「対馬市」の許可を受けていること。但し、身体障害者輸送車（車椅子車、寝台・車椅子兼用車）のみの許可は除く。
- (10) 上記（5）について、企画提案書の提出をもって誓約できる者であること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒812-0005 福岡市博多区上臼井字屋敷295

国土交通省 大阪航空局 福岡空港事務所 総務部 会計課

電話 092-621-2275 内線2233

(2) 企画提案説明書、仕様書及び契約書（案）の交付期間、場所及び方法

1) 期間 令和6年1月29日から令和6年2月16日まで

（毎日9時00分から17時00分まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）

2) 場所 上記（1）に同じ。

3) 方法 交付を希望する場合は、予め上記（1）の担当部局まで事前連絡を行うこと。
なお、（1）の交付場所以外で企画提案説明書の交付を希望する場合は、（1）に事前連絡のうえ、大阪航空局管内の空港事務所等で交付を受けることができる。

(3) 企画提案書の提出期限、提出部数、場所及び方法

1) 期限 令和6年2月19日17時00分

2) 場所 上記（1）に同じ。

3) 方法 企画提案書1部、資料1組を持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールに限る。

(4) 説明会の日時及び場所等

実施しない。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時又は場所

実施しない。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口
上記3.(1)に同じ。
- (3) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、本件以外に使用することはない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者を指名停止にすることがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) その他の詳細は、企画提案説明書による。